

平成22年9月30日から平成23年1月31日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成22年12月29日から平成23年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成23年1月31日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

別紙 略

~~~~~  
**広島市告示第488号**

平成22年9月30日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 スパーク中山店

(2) 所在地 広島市東区中山東二丁目2148番地1外

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社スパーク

代表取締役社長 長崎 清忠

広島市西区商工センター二丁目17番37号

外2社

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 有限会社トシユキ

代表取締役 古谷 敏男

広島市東区中山東三丁目8番14号

株式会社スパーク

代表取締役社長 長崎 清正

広島市西区商工センター二丁目17番37号

(変更後) 有限会社トシユキ

代表取締役 古谷 雅男

広島市東区中山東三丁目8番14号

株式会社スパーク

代表取締役社長 長崎 清忠

広島市西区商工センター二丁目17番37号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社スパーク

代表取締役社長 長崎 清正

広島市西区商工センター二丁目17番37号

(変更後) 株式会社スパーク

代表取締役社長 長崎 清忠

広島市西区商工センター二丁目17番37号

4 変更年月日

(1) 有限会社トシユキの代表者変更 平成20年10月22日

(2) 株式会社スパークの代表者変更 平成17年9月20日

5 届出年月日

平成22年9月29日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

(2) 広島市東区東蟹屋町9番38号

広島市東区役所市民部市政振興課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成22年9月30日から平成23年1月31日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成22年12月29日から平成23年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成23年1月31日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

~~~~~  
広島市告示第489号

平成22年9月30日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 スパークニュー庚午店

(2) 所在地 広島市西区庚午北二丁目 340 番地外

2 大規模小売店舗を設置する者

有限会社オオシタ

代表取締役 大下 孝子

広島市西区高須三丁目 5 番 20 号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり。

(変更後) 別紙のとおり。

4 変更年月日

別紙のとおり。

5 届出年月日

平成 22 年 9 月 29 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市経済局地域産業支援課

(2) 広島市西区福島町二丁目 2 番 1 号

広島市西区役所市民部市政振興課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成 22 年 9 月 30 日から平成 23 年 1 月 31 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び平成 22 年 12 月 29 日から平成 23 年 1 月 3 日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成 23 年 1 月 31 日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市経済局地域産業支援課

別紙 略

広島市告示第 490 号

平成 22 年 9 月 30 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 スパーク佐方店

(2) 所在地 広島市佐伯区三筋二丁目 94 番 1 外

2 大規模小売店舗を設置する者

甲島 義明

広島県廿日市市佐方四丁目 2 番 17 号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり。

(変更後) 別紙のとおり。

4 変更年月日

別紙のとおり。

5 届出年月日

平成 22 年 9 月 29 日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市経済局地域産業支援課

(2) 広島市佐伯区海老園二丁目 5 番 28 号

広島市佐伯区役所市民部市政振興課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成 22 年 9 月 30 日から平成 23 年 1 月 31 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び平成 22 年 12 月 29 日から平成 23 年 1 月 3 日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第 8 条第 2 項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成 23 年 1 月 31 日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市経済局地域産業支援課

別紙 略

広島市告示第 491 号

平成 22 年 9 月 30 日

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定によ

り、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ドン・キホーテ広島祇園店
(2) 所在地 広島市安佐南区西原九丁目233番1他

2 大規模小売店舗を設置する者

森田 康昭
広島市安佐南区西原九丁目15番23-6号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(変更前) パウ広島西原店
広島市安佐南区西原九丁目233番1他
(変更後) ドン・キホーテ広島祇園店
広島市安佐南区西原九丁目233番1他
(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名 称	代 表 者	住 所
株式会社ドン・キホーテ	代表取締役 安田 隆夫	東京都江戸川区北葛西四丁目14番1号
花いち有限公司	代表取締役 大藤 修	広島市西区三滝本町二丁目16番32号

(変更後)

名 称	代 表 者	住 所
株式会社ドン・キホーテ	代表取締役 成沢 潤治	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

4 変更年月日

- (1) 平成18年2月13日 店舗名称の変更
(2) 平成20年9月1日 花いち有限会社の退店
(3) 平成21年10月1日 株式会社ドン・キホーテの代表者・住所の変更

5 届出年月日

平成22年9月27日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市経済局地域産業支援課
(2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号
広島市安佐南区役所市民部政振興課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間
平成22年9月30日から平成23年1月31日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成22年12月29日から平成23年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限 平成23年1月31日

- (2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

~~~~~

広島市告示第492号

平成22年9月30日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 ダイキ・ひまわり瀬野川店  
(2) 所在地 広島市安芸区中野東四丁目5395番地外

2 大規模小売店舗を設置する者

ダイキ株式会社  
代表取締役社長 佐藤 一郎  
愛媛県松山市美沢一丁目9番1号  
株式会社スパーク  
代表取締役社長 長崎 清忠  
広島市西区商工センター二丁目17番37号

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社スパーク

代表取締役社長 長崎 清正

広島市西区商工センター二丁目17番37号

(変更後) 株式会社スパーク

代表取締役社長 長崎 清忠

広島市西区商工センター二丁目17番37号

4 変更年月日

平成17年9月20日

5 届出年月日

平成22年9月29日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済局地域産業支援課

(2) 広島市安芸区船越南三丁目4番36号

広島市安芸区役所市民部市政振興課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成22年9月30日から平成23年1月31日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成22年12月29日から平成23年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べるすることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成23年1月31日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局地域産業支援課

広島市告示第493号

平成22年9月30日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋葉忠利

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐南区大町東三丁目772番

2 開発面積

1,441.48㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市西区庚午北一丁目17番23号

株式会社 マリモ 代表取締役 深川 真

4 検査済証交付年月日

平成22年9月30日

広島市告示第494号

平成22年9月30日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋葉忠利

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐南区古市一丁目の1009番1の一部、1009

番2、1016番6の一部、1016番8、1016番11の一部、1016番20の一部、1016番22の一部、1016番24、1016番26、1016番28の一部、1022番、1022番1の一部、1022番2の一部、1022番3、1022番4、1022番5、1022番6の一部、1022番7の一部、1022番8、1022番9の一部、1022番10の一部、1023番1の一部、1023番2の一部、1023番3の一部、1023番5の一部及び1023番8の一部

2 開発面積

2,731.47㎡

3 許可を受けた者の住所及び氏名

香川県高松市鍛冶屋町7番地12

穴吹興産株式会社 代表取締役 穴吹 忠嗣

4 検査済証交付年月日

平成22年9月30日

広島市告示（中区）第199号

平成22年9月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第200号

平成22年9月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第201号

平成22年9月1日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉忠利

次のとおり 略

広島市告示（中区）第202号

平成22年9月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第203号

平成22年9月2日

相生駐輪場自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、8月30日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第204号**

平成22年9月2日

富士見町第二駐輪場自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、8月31日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第205号

平成22年9月2日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第206号**

平成22年9月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第207号

平成22年9月7日

大手町自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、9月2日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第208号**

平成22年9月7日

西新天地自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、9月3日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第209号

平成22年9月7日

袋町自転車等駐車場内に、長期駐車されていた下記自転車等については、9月3日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

下記 略

~~~~~  
**広島市告示（中区）第210号**

平成22年9月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

~~~~~  
広島市告示（中区）第211号

平成22年9月7日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により